



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
 発行責任者：岩橋 祐治
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 Tel (03) 5842 - 5601
 Fax (03) 5842 - 5602
 毎月1日発行
 年額1,500円 (送料込、会員は会費を含む)
<http://www.inoken.gr.jp>

「謝れ、償え、なくせ！ーアスベスト被害」を合言葉に 建設アスベストの勝利に向け、国と建材メーカーの責任を問うアスベスト学習会

2016年12月17日、東京都内で「建設アスベスト勝利に向け、国と建設メーカーの責任を問うアスベスト学習会」を開催し、90人が参加しました。

福地保馬「いの健」全国センター理事長の開会あいさつの後、全国じん肺弁護団連絡会議の代表委員であり、首都圏アスベスト訴訟弁護団幹事長でもある山下登司夫弁護士が、「建設アスベスト訴訟の到達点と勝利に向けて」と題して講演を行いました。

被害防止対策の確立が最終的な目標

山下弁護士は、建設アスベスト訴訟が首都圏4訴訟（東京1・2、神奈川1・2陣）・関西2訴訟（京都、大阪）・九州・北海道の8つの訴訟（高裁段階＝5、地裁段階＝3）で、650人の原告が「謝れ、償え、なくせ！ーアスベスト被害」を合言葉にたたかっていること、原告たちは自らの被害救済だけでなく全ての建設作業従事者の被害救済をさせるための「建設石綿被害者補償基金制度」の創設と万全な被害防止対策の確立を最終的な目標としていることを、明らかにしました。

そして、裁判闘争の到達点として東京・福岡・大阪・京都の各地裁で国の規制権限不行使に対する責任を認めていること、しかもそれは「国は『適時かつ適切に』規制権限を行使すべきである」という泉南アスベスト国賠訴訟における最高裁判決（2014年10月）を踏まえれば、国の責任を認める司法的判断はゆるぎないものとなっていると報告しました。

対策は『適時かつ適切に』講ずべき

山下弁護士は、京都地裁が石綿建材メーカーの共同不法行為責任の成立を初めて認めた意義も強調しました。京都地裁は、石綿建材の製造・販売企業が「最高・最新の学問・技術水準に基づいて当該製品から発生する危険を予見し、被害発生を防止するために必要かつ相当な対策を、『適時かつ適切に』講ずべき高度の注意義務を負っている」と判じました。

山下弁護士は、建設アスベスト訴訟の勝利に向け



山下登司夫弁護士の講演

て、北海道訴訟が2月に判決、首都圏アスベスト訴訟の神奈川第1陣訴訟（控訴審）が3月に結審し、夏明けに判決となることをふまえ、建設アスベスト訴訟勝利に向けた流れに確信を持ち、勝利判決を武器にさらなる大きな運動を構築しよう、「建設石綿被害者補償基金」制度の創設をはじめとする建設アスベスト問題の全面解決を勝ちとろうと力強く訴えました。

指定発言として、大阪アスベスト対策センターの伊藤泰司さん、首都圏建設アスベスト訴訟を支える会の唐澤一喜さん（東京土建労対部長）、首都圏建設アスベスト原告の吉田重男さん、北海道建設アスベスト原告の佐々木千恵美さん、同じく弁護団の田中貴文弁護士の5人が発言しました。

大阪の伊藤さんは、大阪府立金岡高校の耐震補強工事での青石綿露呈飛散事件などについて触れながら、今後のアスベスト対策について報告しました。

最後に長谷川吉則副理事長が行動提起を兼ねた閉会あいさつを行ないました。

(全国センター 岩橋祐治)

〈今月号の記事〉

全国センター第19回総会発言要旨	2～4面
各地・各団体のとりくみ	5～6面
ビキニ被災検討シンポジウム／相談室だより	7面
福井化学工場・膀胱がん労災認定（化学一般）	8面

第19回総会 発言要旨 (前号の続き)

看護労働の過酷な労働実態

北海道センター 村井勇太

KKR札幌医療センターに勤務していた新卒看護師が自死。労災審査請求は認定されず再審査も棄却され、遺族と弁護士は行政訴訟することにしました。裁判闘争勝利にむけ支援の取り組みを決めています。2つ目は釧路市の病院で新人看護師が手術場でのパワハラを受けて自死。労災は不支給で、釧路市で支援する会が発足しました。3つ目は吃音の新人看護師の自死。この3件は急性期病院での事案で、重症患者が入院しており、悪化する病院経営、看護師不足の中で、人の命を預かる看護労働の過酷な労働実態が見えてきます。

今年の北海道セミナーは苫小牧で開催し、若者の参加も多く、129人が参加しました。

過労死・メンタル不調を出さない職場づくりを

京都センター 芝井 公

下岡貞治さんは2010年31歳で過労自殺。京都では持病も体調不良もなく健康で働いていますが、単身赴任で慣れないシステム業務、東京出張やクレームの重圧に悩み過労自死しました。労災は業務外。裁判では国の主張に沿う判決が出されたため、遺族は控訴を決意されました。ご支援をよろしくお願ひします。

ストレスチェック制度は、京都の従業員50人以上の事業所2780のうち11月30日現在、約500が実施し、20%に満たない実施率。職場のストレスをどう改善するか、義務付けされてない事業所に今後どう義務付けさせていくか、過労死・メンタル不調を生み出さない職場づくりが課題となっています。

公務災害審査の改善を

宮城センター 芳賀 直

過労自死の男性の事案です。タイムカードはありませんでしたが、ビルの事務所の開け閉めのデータを警備会社に開示請求し、奥さんに「帰るメール」をほぼ毎日送っていたものから労働時間を算定。労災認定を勝ち取り、会社への損害賠償請求でたたかっています。

中学校教師のパワハラうつ病事案について。同僚から受けた暴力事件で「学校内のことを外へ出すな。公務災害申請は止める」と校長から連日、長時間にわたり説得工作を受けうつ病に。本部審査会では校長の指導は不適切とし公務災害が認められました。



新役員の紹介

基金には調査権限がなく、本人と校長からの文書の調査で、5年がかりでやっと認められました。公務災害の審査が改善されるよう活動していきます。

過労死防止法が成立しても職場は変わらず

全国過労死を考える家族の会 寺西笑子

過労死等防止対策推進法が成立して2年が経ち、同法6条に基づき政府は過労死等防止対策白書を閣議決定しました。過労死等の現状や法の制定、大綱の策定、対策の実施状況、過労死弁護士や家族の会の投稿がコラムに掲載され、過労死等防止全国センターの取り組みなどが書かれています。

今年の国主催の啓発シンポジウムは、東京で2カ所、全国43カ所で開催され、東京集会(中央)には480人が参加し、電通過労自死の遺族も登壇しました。啓発、学校への出前授業などの取り組みは一定進んでいますが、職場は変わっていません。サービス残業の実態をあぶりだすことが大事です。過労死の無い社会を実現させましょう。

労働行政の専門家育成、体制強化を

全労働 河村直樹

労働基準行政では労働基準監督、労働安全衛生、労災補償と、それぞれ監督官、技官、事務官と各所で専門家を育成し、長期の経験に基づいて業務を担ってきました。しかし、2008年に技官・事務官の採用が停止され、すべての業務を基準監督官が行うことに。専門性が低下することは明らかで、こうした人事制度は改めるべきと追及してきました。労働局への申入れの際は専門家としての採用と育成の再開、体制強化についての要請をお願いします。

産業競争力会議で言っている「成熟産業から成長産業へ」とは労働移動を頻繁にして、細切れ雇用を作るとのこと。離転職の機会に人材ビジネスを介在させて儲けのチャンスを作っています。

第19回総会 発言要旨 (前号の続き)

労働局要請は統一項目で

千葉センター 本道 晋
議案書の「労働者の格差と貧困」という部分ですが、格差ではなく低賃金・長時間労働だと理解しています。全労連の札幌での最低生計費調査では、270万円が必要で、月160時間労働として計算すると時給が1400~1500円くらいになる。そんなに時給をもらっている人はほとんどいません。低賃金で働いて長時間労働になるのだと思います。最低生計費と自分の職場の賃金の問題に光を当ててやっていけたらいいのではないかと思います。

千葉では12月20日に7項目で労働局要請をします。全国センターで統一した項目を出し、そこに各地の項目を付け加える形にすることを提案します。

世界で一番労働者が大切にされる国に

愛知センター 鈴木明男
1日8時間・週40時間労働を厳守すれば過労死は起こりません。36協定はザル法で歯止めが効きません。法律で月20時間、週240時間などしぼりをかけ罰則を付けること、インターバル規制も重要です。

啓発シンポが各地で行われていますが、年に1回の取り組みとしないで、ここから何を組み立てていくかが重要です。過労死をなくそうと各自治体に対して「過労死ゼロ都市宣言」やってもらうことを働きかけてはどうでしょうか。学校や会社でいじめがあります。自殺を防ぐため、駅のプラットフォームに柵を取り付ける運動もしていきたい。世界で一番労働者が大切にされる国にするための運動をつくりあげていきたいと思います。

労災補償制度の根本的な見直しを

愛知センター 宮崎脩一
9年前に名古屋市の市バス運転手が、いじめを受け続け、いたたまれなくなりガソリンをかぶり自殺。審査会では認められず、地裁でも1つひとつのハラスメントは忍耐できるものとされましたが、高裁で逆転勝利しました。その判決を持って名古屋交通局へ再発防止のための交渉を行いました。謝罪もなく、父親はそうした返事に怒り、損害賠償裁判が始まっています。

高裁判決が出るまでに9年かかりました。労災申請担当は100人くらいしかいません。全国センターには、こうした過労死裁判や労災事件の制度の欠陥

を集約して、日本の労災補償制度を根本的に見直すような仕事をやっていただきたいと思います。

アスベストはどこにでもあるという認識を

埼玉センター 小池昭夫
曙ブレーキ石綿裁判が勝利和解をしました。埼玉はじん肺の認定率が低いとされていましたが、じん肺の認定が現行法に基づかない理論で捻じ曲げられていたということがわかりました。教員のアスベスト裁判は地裁は勝利しましたが、控訴されました。
浦和の中通の商店街の天井から青石綿が見つかり、入口に貼り紙をして定期的にアスベスト測定をしているそうですが、一般の人たちは何も知らずに通っています。こうした事例は全国にあり、一般の人たちにも関係してくるものだという認識を持ってもらいたいと思います。建設アスベスト京都裁判の判決は、企業の製造責任を認めましたが、廃棄まで責任を持たせることが重要です。

メッセージ (概要)

ILO駐日代表 田口晶子氏

ILOが21世紀の活動目標としている「ディーセント・ワーク」は、持続可能な開発の原動力として、国連全体の目標に掲げられるようになりました。

労働安全衛生は、ディーセント・ワークの中心的分野です。危険で有害な条件下での労働は、実のところ、多くの労働者が日々行っている目に入らない活動です。ILOの推定では労働災害の被災者は世界全体で年間3億1,700万人、加えて230万人以上が業務関連の事故や疾病で命を落としています。

安全対策を講じなかった場合の対価は高くつきます。毎年、世界全体のGDPの4%が労働損失時間、生産中断、業務上の負傷や疾病の治療、リハビリ、補償金に関連した経費に吸い込まれているのです。

政府、労使、専門家といった多くの当事者でパートナーシップを築き、ILOと共に予防的労働安全衛生文化を築きましょう。

その他に祝電・メッセージをいただいた団体

全国建設労働組合総連合/全農協労連/日本労働弁護団/全国保険医団体連合会/過労死弁護団全国連絡会議

第19回総会 発言要旨 (前号の続き)

人手不足、長時間労働、過酷な労働実態

岩手県センター 角掛洋一

2015年の全国センター総会以降、いの健運動を広げるため加入を呼びかけ、2組織が新たに加わり、組織拡大を図り、財政基盤強化をしていきます。

4月2日に学習会と代表者会議を開催。「小売り業では募集しても人が集まらず辞める。長時間労働が改善されないのは低賃金が原因」「看護師は36時間連続勤務。障害者施設では48時間連続勤務の日勤と宿直。宿直はただ寝ているだけだからと労働時間に換算されない」「ストレスチェックは書きたくないという人を説得し84項目で実施」などの職場実態が報告されました。11月7日に県への要請行動、11月8日には過労死啓発シンポジウムが開催されました。

「子どもの貧困」をテーマに

九州セミナー 後藤勝治

11月12～13日、「人間らしく働くための九州セミナー」を、子どもの貧困率が全国一高い沖縄で、「子どもの貧困から見える親の働き方、働き方」を基本コンセプトとして開催。延べ660人が参加。立教大学の浅井治夫教授が子どもの貧困をテーマに講演しました。パネルディスカッションでは、医療・教育・労働・生活などの立場から見える子どもの貧困の現状と対応、課題について議論を深めました。

2日目は、学習講演・分科会・働くルールを学ぶワークショップ等を行いました。働く人の健康を守る地方組織が沖縄にはなく、現地実行委員会を継続して何らかの形で残せるように議論していきます。

30番目の「いの健」センター設立

徳島センター 井上玉紀

30番目になる徳島センターを9月11日設立しました。1988年から過労死110番を年2回取り組み、90年10月になくせ過労死労災職業病徳島県センターを13団体個人75人の加盟で設立し活動を始めていました。中四国ブロックセミナーに継続的に参加する中で、徳島でもみんなの力を合わせてやっていると、徳島センターの発足となりました。

理事会では、2017年6月の中四国セミナーに向けて、分科会で医療現場からインターバル規制の必要性や夜勤労働者の健康実態、教職員のストレスチェックについて取り組もうと話し合っています。改めて運動を活発化させていきたいと思えます。



討論の途中でリラックス体操

いのちと健康を守る活動をこれからも

大阪センター 中町裕一

大阪センターは60年代後半から職業病等で力を発揮し、医師・弁護士・単産単組を挙げてやってきました。68年にこのたたかいを引き継ぎながら大阪の全ての労働者の健康といのちを守ろうと職対連を立ち上げました。全国に先立ち過労死を考える家族の会の結成、93年に安全センターを作り、23回の安全衛生の基礎講座、40数回の労働学校、メンタルヘルス問題などに取り組んできました。

いま労働組合自身が幹部の育成にどう取り組んでいるかが問われています。非正規労働者が増え、相対的組織率の低下や財政問題があり、労働安全衛生対策が後回しにされています。幅広い単産・単組の協力を得ながら、たたかいを進めていきます。

トンネルじん肺基金制度を創設させよう

建交労 福富保名

四国トンネルじん肺訴訟を皮切りに28年8か月、いくつもの訴訟をたたかい、5地裁で勝利。世論の後押しで、国との和解、トンネルじん肺防止に対する合意書を締結しました。安全対策としてそれまで11時間労働の積算は8時間労働制としましたが、現場では実現していません。残業はトラブル対応などあくまでも臨時的なものはずですが、ある監督署では36協定や残業代を払えば問題ないと言っています。

基金制度の創設は7割の国会議員が賛同していますが実現していません。裁判なしの救済制度が必要です。基金制度の創設にむけ引き続きご支援をお願いします。

訂正：先月号2面第19回総会で選出された役員の名前は門田裕史氏の名前は裕志氏の誤りでした。また役員の名前は蓮池幸雄氏(神奈川センター)の記載漏れがありました。

4面総会発言・神奈川センターの記事4行目、「配達業務の途中」では、「帰宅途中で」の誤りでした。お詫びして訂正します。(編集部)

各地・各団体のとりくみ

岩手

ブラック企業を選ばないために 過労死について考えるつどい・第3回総会

いのちと健康岩手県センターは11月20日、「過労死について考えるつどい」と第3回総会を岩手大学構内で開催しました。

「過労死について考えるつどい」には、県内各地から学生や若者を含む60人が参加しました。岩手労働局、岩手県、盛岡市、岩手大学生生活協同組合が後援し、岩手労働局が来賓あいさつ、岩手県知事と盛岡市長からメッセージが寄せられました。

NPO法人POSSE代表の今野晴貴氏が「過労死とブラック企業の関係～ブラックバイト、求人詐欺、奨学金問題～」と題して講演し、自身が関わってきた労働相談から実例をあげて、ブラック企業やブラックバイトの深刻な実態を話しました(写真)。

今野氏は、「いわゆるブラック企業とは、若者を使い捨て・使いつぶすことが前提の雇用管理で急成長している企業を指し、多くは労働組合がない職場で、低賃金・長時間労働の使い捨て労働を進め、社会問題になっている」と指摘しました。

参加した学生からの「ブラック企業を選ばないた

めには」との質問に対して、「企業イメージだけで判断しないこと。企業広告のない客



観的な資料を参考にすること。おかしいと思ったら、労働相談を早めにして身を守ることが必要」と強調しました。参加者から多くの質問が寄せられました。

講演終了後も講師を囲んで学生や青年との意見交換会を行い、参加した青年は「うつになりそうになり会社を辞めた。自分の運が悪かったと思っていた。講演をきいて社会的な問題だとわかった」と感想を話しました。

つどい終了後に、県センターの総会を開催して、経過と新年度の取り組み方針、会計決算・予算、役員体制などを提起。討論では、「会員数を増やして、いのち健運動を広げよう」と発言がありました。

提起した議案は全会一致で採択され、新たな役員体制を確立しました。(岩手県センター 角掛洋一)

愛媛

ノーリフティング・ポリシーを学ぶ 腰痛対策・ノーリフトセミナー

1月7日、愛媛県松山市内で日本ノーリフト協会代表理事の保田淳子氏を講師に、腰痛対策・ノーリフトセミナーを開催しました。介護を考える会、えひめ介護福祉ユニオン、愛媛労連、いのち健愛媛センターによる実行委員会が主催し、約40人が参加しました。

保田氏は、オーストラリアでの経験を紹介しながら、ノーリフトとは「ノーリフティング・ポリシー」のことであり、ケアに関わる人たちにノーリフトを通して、働く環境の改善(腰痛や身体疲労軽減)を支援し、「現場を変える」体験ができるよう活動することが日本ノーリフト協会の使命として示しました。日本の腰痛予防対策教育はボディメカニクス、腰痛予防ベルトなどですが、これは対症療法にとどまり、腰痛をゼロにはできない。オーストラリアでは、「押す・引く・持ち上げる・ねじる・運ぶを人力のみで行うことを禁止することで労災が減少」「ケア提供者を受ける利用者は皮膚等の損傷や移動時の不快が軽減」され、「経営者側にとっては人材不足の解消。統一したケアの提供ができる」など3者の利益が一致しました。ノーリフトを定着させるために、

ノーリフトそのものを知る、プロとして働くことを考える、ケアの質を向上させる実践と労働安全衛生マネジメントの



シートや体の使い方を学ぶ

継続、地域にノーリフトの文化をつくることを提起しました。

実技では、椅子を使って持ち上げない運び方や床に落ちているものを拾う動作を参加者がおこないながら、負担をかけない身体の使い方を体験しました。また、スライディングシートを使って、利用者に苦痛を与えないのと同時に労働者が不良姿勢にならない介助の仕方を学びました。

参加者からは、「視野が広がる思いがした」「シートやリフトの導入を職場で提案したい」「次は同僚を連れて参加したい」などの積極的な感想が寄せられました。実行委員会では、参加者の声を確信に、ノーリフトを地域に広げる取り組みを進めていこうと話合っています。(愛媛センター 竹下 武)

各地・各団体のとりくみ

鹿児島

過労死ゼロに、健康に働ける社会を 「過労死防止法」学習企画

鹿児島県働く者の健康問題懇談会では、12月10日、鹿児島市のNCサンプラザで「過労死等防止対策推進法」学習企画として、全国過労死を考える家族の会代表の寺西笑子さんの講演会を開催。40人あまりが参加しました。この企画は、「過労死防止啓発シンポジウム」の自主開催企画として全国44番目の実施となりました。

はじめに、地元の高妻価織弁護士が「鹿児島における過労死裁判の経験から」と事例報告を行いました。

高妻弁護士は、過労自死に至った経過と裁判の経過と最終的な判決までを報告し、その際の過労自死が業務に起因するものであることの証明について、過去の判例を紐解きながら報告しました。

続いて、11月22日に結成された「東九州過労死を考える家族の会」代表の桐木弘子さんが「私のような経験をした家族は各地にいるはず、九州各地に家族の会をつくって活動を広げたい」と訴えました。

寺西さんは、「過労死のない社会の実現をめざす

遺族の願いと防止法の課題」と題して講演を行いました。

寺西さんは、20年にわたる過労死をなく



九州各地に家族の会をと桐木弘子氏

す活動と防止法施行後のこれからの課題について提言し、最後に遺族の願いとして「亡くなった命を無駄にせず、教訓を過労死予防に活かしてほしい。命より大切な仕事はありません。過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ」と訴えました。

鹿児島県内のある自治体では、合併後5人もの職員が自殺しており、先月にも自殺者があったことが会場から告発されました。

鹿児島でも労健懇や労働組合としての取り組みを強化し、医師や弁護士も大きく巻き込んだ活動を進めようと確認しました。（県労健懇 池田勝久）

神奈川

60時間以上就業する割合が全国4位 過労死・過労自殺問題交流集会

神奈川センターは、毎年実施している過労死・過労自殺問題交流集会を12月10日に開催し、22人が参加しました。

神奈川過労死弁護士・武蔵小杉法律事務所の永田亮弁護士が「過労死・過労自殺を生まない社会づくりをめざして～過重労働をめぐる現状とわたしたちができること～」と題して講演。「過労死等防止対策推進法は、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護士全国連絡会議、各団体等の活動の成果であり、国や国民全体が過労死の防止をめざすものになった」と評価しました（写真）。

永田氏は、過労死防止法施行後、毎年11月にシンポジウムを開催し、協議会の設置や厚労省による白書の発行など、具体的な内容を紹介。この白書の意義は、①過労死問題に国が取り組む第一歩であり、②過労死問題に国が取り組むための公的なツールになったことにあるとして、対策の成果を注視していく必要性を訴えました。

さらに、神奈川県内の労働状況の特徴として、①年間労働時間が、過労死白書とほぼ同じで週に60時間以上就業する割合が全国4位である、②年休取

得率（民間団体調査）は付与日数の54.2%、③神奈川労働局に対する相談で、脳心臓疾患の発症率は運輸業が多い、④精神疾患は請求と支給の決定が10年間で増加している、⑤



労働基準法やいじめに関する相談が多いことなどを紹介。遺族からは、教師だった夫の労災認定を勝ち取った経験を報告した工藤さんの話や、「グリーンディスプレイ青年過労事故死裁判を支援する会」の竹内事務局長が会社に対する損害賠償請求のたたかいの経過を報告し、支援を訴えました。

参加者からは、有機溶剤にばく露した保土ヶ谷シックススクール裁判で損害賠償をもとめ高裁で敗訴した柳沼さんと、労災認定を求め労基署で業務外となったHさんが経験を語りました。「過労死対策防止法は画期的」（社労士）、「職場は慢性的な人手不足」（医労連）、「長時間残業と時間管理がされていない職場を告発した」（神障教組）などの発言もありました。（神奈川センター 蓮池幸雄）

シンポジウム「隠された核被災・ビキニ事件の真相に迫る」

核被災・ビキニ事件に日米政府と科学者たちはどうかかわってきたか

昨年(2016年)の11月13日にシンポジウム「隠された核被災・ビキニ事件の真相に迫る―核被災・ビキニ事件に日米政府と科学者たちはどうかかわってきたか」をエディカス東京で開催しました(写真)。ビキニ検証会として6回目の企画です。今までビキニ被災の実相の解明、厚生労働省などのビキニ被災に関する公表資料の批判的検討、ビキニ被災者の国に対する損害賠償法理の検討、被災者の労働災害認定請求にかかわる諸問題などを検討してきました。被災者及び遺族、高知県を中心とした支援者、そして医師、弁護士、科学者、社会保険労務士などで熱心に議論が重ねられ、東京センターはビキニ環礁におけるアメリカの水爆・原爆で被災した人たちの労働災害の認定にかかわる取り組みを支援しています。



60年たって資料開示

ビキニ被災検証会代表の山下正寿氏が「ビキニ被災船調査で見えてきた国家の犯罪」のテーマで報告。再三の資料開示要求にかかわらず国が資料を隠蔽し続けてきたこと、その後60年以上の時を経て粘り強い交渉で出させた資料についての分析、厚労省のねつ造報告書批判などを展開、そして検証会側が積み上げて来た被災船員の血液検査、被災者の歯の調査などの最新の知見を考慮に入れて被災実態の全面解明と被災者の補償を一日も早く実現することを求めた報告でした。

現代史研究者の堀田伸永氏は「戦後『放射線安全ムラ』の形成史―ビキニ事件と内部被ばく研究をめぐ

ぐる確執」のテーマで報告し、ビキニ被ばく漁船員を調査した原爆症調査研究協議会は国立予防衛生研究所内にあり、そのメンバーの中には731部隊(中国での生体実験などを実施した部隊)の医師などが配置されていた、彼らは戦犯としての追及を回避するためにビキニ被災の実態を過小評価することに注力したことなど衝撃的な報告がありました。ビキニ被災問題での731部隊関係者の関与については今後一層の解明が求められます。

被害実態を明らかにしたい

その後「ビキニ事件と向き合った科学者／西脇安(山崎正勝東工大名誉教授)、「米公文書を通じての米核実験と日本の関係解明」(高橋博子明治学院大学平和研究所研究員)の報告、参加者との質疑応答がありました。広島・長崎・ビキニ、そして福島原発と一連の核被害について正面から向き合うことの大切さを痛感するシンポジウムでした。

(東京センター 色部 祐)

シリーズ 相談室だより(111)

新労災不服審査制度の取り組み ①

2016年4月以降に処分(不支給決定)が行われた事案は、新不服審査制度に基づいて審査官が審査を行います。新しく創設された主なものは、①不服申立期間を3カ月に延長、②口頭意見陳述の創設、③処分庁に対する質問権の保障、④提出された資料の閲覧または交付を認めることなどです。

千葉では、4月から新制度が発足することから、3月に厚労省に説明を求めました。説明の場で、「労災保険 審査請求事務取扱手引 平成28年3月」の発行が準備されているという話があり、労働局企画室に対して4月の発足間際ということからすぐに提

供することを要請し、手続きを行い交付を受けました。

同時に、3月30日付で不支給決定、4月に通知を受理したパワハラによるうつ病の労災請求事案があり、新制度での不服審査が行われることから、不服審査から再審査請求までを考量して取り組む方針を検討しました。

取り組むにあたっては、被災者(請求人)の体調を最優先にすることを確認し、肩代わりできる認定請求実務と被災者が健康を取り戻す取り組みを話し、仮に、労災請求が認められない場合であっても、元気になって働けるよう支援することを確認して取り組みを開始しました。

(千葉センター 中林 正憲)

多発した膀胱がんについて労災認定を決定

後追いから予防へ 化学物質の規制強化を

2016年12月21日、三星化学工業で芳香族アミンへのばく露を受け膀胱がんを発症し労災申請をしていた労働者7人全員に対し、福井労働基準監督署は労災認定を決定しました。12月20日「芳香族アミン取扱事業場で発生した膀胱がんの業務上外に関する検討会」のまとめを受けた翌日のことで、私たちは現地にて記者会見を行いました。

規制強化と労災認定がされた

2014年に1人、2015年に4人、昨年2人（在職者5人退職者2人）と40人ほどの事業場において、主として乾燥業務の就業経験がある労働者に膀胱がんが多発しました。職場の労働者が2015年9月にこの問題を取り上げ化学一般関西地本と共に調査活動を進める中、同年12月18日厚労省は芳香族アミンを取り扱う染顔料中間体製造メーカーにおいて膀胱がん多発事案が発生したこと、関係業界に芳香族アミンによる健康障害予防に関する要請をしたことを発表しました。

昨年1月15日、私たちは三星化学工業と面会を行い、これまでの劣悪な労働環境と膀胱がんの多発に言及し、社長から初めて謝意を引き出しました。そして同日、厚労省に早期の労災認定とすべての芳香族アミンを特化則の規制対象にすること等を要請し、今回の認定とオルトトルイジンの規制強化につながりました。

会社は「まだ労災認定がされたわけではない」と補償及び予防協約の締結に向けての交渉を進めようとして来ませんでした。労災認定がされたことで一応のけじめが付きました。会社には誠実に対応してほしいと思っています。

膀胱がんが多発するまでの経過

当該職場において、突然職業性膀胱がんが多発したわけではありません。1990年代からガス、粉塵など酷いばく露が続き、耐えかねて退職した労働者もいます。夏場の暑さも耐え難いものでした。現在使用されている保護具は、ばく露は防止しますが熱中症など別のリスクを発生させています。作業に従事した当初から取り扱う化学物質の有害情報が全く知らされず、衛生教育もありませんでした。SDS（安全データシート）が職場に置かれたのは2011年からであり、衛生教育は今年始まったばかりです。そのような劣悪な労働条件で働いた労働者には、



記者会見の田中康博氏（左）と高山健治氏（右）

血尿、チアノーゼ、嘔吐、食欲不振等様々な症状がありました。診断結果が職場改善につながらず、職場環境の改善を求めても会社は対応しませんでした。

昨年、私たちは労働組合を結成し団体交渉を進めて職場改善をはかってきました。しかし未だにばく露対策は完了しておらず、オルトトルイジン以外の芳香族アミン及び製品群の発がん性も疑われているのに、ばく露は未だに続いています。

また、他の芳香族アミン類は規制が弱く、このままでは将来職業がんが再発する懸念があります。

職業がんをなくすためには

- ①労働者への有害情報の提供及び労働安全衛生教育は義務化すべき。
- ②ガス粉塵がばく露されている労働環境を把握し改善させる施策が必要。
- ③怪我や疾病に職業関連性が疑われる場合は職場調査がされるような仕組みを構築すべき。
- ④行政は予防を重点におき、事業者や労働者への援助をすべき。
- ⑤職業関連疾患に関する研究・検討を進め障害疾病予防の強化を図るべき。

これが膀胱がんを多発させた劣悪な労働現場からの声です。

異例の早さで労災が認定されたのは、皆様のご支援のお陰です。今後とも宜しく願います。

(化学一般労連顧問 堀谷昌彦)

「第3回職業がんをなくそう集会 in 東京」

2月19日（日）13時～品川中小企業センターで開催します。ぜひ、ご参加ください。